

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備等の基準に関する条例施行規則（平成24年京都府施行規則第41号） 新旧対照表

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備等の基準に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第41号）		備考
現 行	改正（案）	
<p><u>（職員の専従が必要な場合）</u>                      第2条 条例第6条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合</p> <p>(2) 特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合</p> <p>(3) 地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合</p> <p>(4) 地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合</p>	<p><u>（専従が必要な職員）</u>                      第2条 条例第6条ただし書の規則で定める職員は、次に掲げる施設の職員（看護職員（条例第41条第2項（条例第53条において準用する場合を含む。）の規定により配置される者に限る。）及び介護職員に限る。）とする。</p> <p>(1) 特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の当該特別養護老人ホーム及び当該ユニット型特別養護老人ホーム</p> <p>(2) 特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の当該特別養護老人ホーム及び当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム</p> <p>(3) 地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の当該地域密着型特別養護老人ホーム及び当該ユニット型特別養護老人ホーム</p> <p>(4) 地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の当該地域密着型特別養護老人ホーム及び当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム</p>	<p>条例第6条ただし書の内容を全て規則委任としたもの。</p>
<p><u>（運営規程に定める事項）</u>                      第3条 条例第7条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 職員の職種、数及び職務の内容</p> <p>(3) 入所定員</p> <p>(4) 入所者の処遇の内容及び費用の額</p> <p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>(6) 非常災害対策</u></p> <p><u>(7) その他施設の運営に関する重要事項</u></p>	<p><u>（運営規程に定める事項）</u>                      第3条 条例第7条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 職員の職種、数及び職務の内容</p> <p>(3) 入所定員</p> <p>(4) 入所者の処遇の内容及び費用の額</p> <p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p><u>(6) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>(7) 非常災害対策</u></p> <p><u>(8) その他施設の運営に関する重要事項</u></p>	<p>省令の項目の追加に対応</p>
<p><u>（設備の基準）</u>                      第5条 条例第10条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第8条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>イ 条例第8条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2 条例第10条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及</p>	<p><u>（設備の基準）</u>                      第5条 条例第10条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第8条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>イ 条例第8条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2 条例第10条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及</p>	

- び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第10条第4項ただし書の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。
- (1) 固定された間仕切りを設置することにより、各居住部分（居室内の1人（夫婦等の場合にあつては、2人）の入居者が専用する部分をいう。以下同じ。）を個室に類する設しつらえとすること。
- (2) 厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第97号）第53号において準用する同告示第44号に規定する準ユニットケア加算（以下「準ユニットケア加算」という。）の基準に適合するよう、共同生活室を含む準ユニット（同告示第44号イに規定する準ユニットをいう。以下同じ。）を設け、必要となる介護職員又は看護職員を配置すること。
- (3) 定員が1人の場合と比較して入所者の負担する費用の軽減を図ること。
- (4) 前3号の措置について、第三者による評価を受けてその効果を検証し、必要に応じて改善すること。
- 4 特別養護老人ホームは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。
- (1) 居室 次に掲げる基準を満たしていること。
- ア 地階に設けてはならないこと。
- イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
- ウ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- オ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放することができるようにすること。
- カ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 静養室 次に掲げる基準を満たしていること。
- ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
- イ アに定めるもののほか、前号ア及びウからキまでに定めるところによること。
- (3) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
- (4) 洗面設備 次に掲げる基準を満たしていること。
- ア 居室のある階ごとに設けること。
- イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- (5) 便所 次に掲げる基準を満たしていること。
- ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- (6) 医務室 次に掲げる基準を満たしていること。
- ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
- イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- (7) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- (8) 介護職員室 次に掲げる基準を満たしていること。
- ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- イ 必要な備品を備えること。
- (9) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たしていること。
- ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- イ 必要な備品を備えること。
- 5 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室、静養室等」という。）は、

- び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第10条第4項ただし書の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。
- (1) 固定された間仕切りを設置することにより、各居住部分（居室内の1人（夫婦等の場合にあつては、2人）の入居者が専用する部分をいう。以下同じ。）を個室に類する設しつらえとすること。
- (2) 厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号。以下「告示」という。）第52号において準用する告示第43号に規定する準ユニットケア加算（以下「準ユニット（告示第43号イに規定する準ユニットをいう。以下同じ。）を設け、必要となる介護職員又は看護職員を配置すること。
- (3) 定員が1人の場合と比較して入所者の負担する費用の軽減を図ること。
- (4) 前3号の措置について、第三者による評価を受けてその効果を検証し、必要に応じて改善すること。
- 4 特別養護老人ホームは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。
- (1) 居室 次に掲げる基準を満たしていること。
- ア 地階に設けてはならないこと。
- イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
- ウ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- オ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放することができるようにすること。
- カ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 静養室 次に掲げる基準を満たしていること。
- ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
- イ アに定めるもののほか、前号ア及びウからキまでに定めるところによること。
- (3) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
- (4) 洗面設備 次に掲げる基準を満たしていること。
- ア 居室のある階ごとに設けること。
- イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- (5) 便所 次に掲げる基準を満たしていること。
- ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- (6) 医務室 次に掲げる基準を満たしていること。
- ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
- イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- (7) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- (8) 介護職員室 次に掲げる基準を満たしていること。
- ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- イ 必要な備品を備えること。
- (9) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たしていること。
- ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- イ 必要な備品を備えること。
- 5 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室、静養室等」という。）は、

厚生労働省告示の改正に対応

※この規則で、ほかに「告示」の読替えはなし

後述の地域密着型特別養護老人ホームでは、規定する号が異なるため「(以下～)」を削除

- 3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。
- (1) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通じる特別避難階段を2(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1)以上有すること。
  - (2) 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
  - (3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第1項に規定する特定防火設備(以下「特定防火設備」という。)により防災上有効に区画されていること。
- 6 前各項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
- (1) 廊下の幅は、1.8メートル(中廊下にあつては、2.7メートル)以上とすること。
  - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
  - (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
  - (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
  - (5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

- 3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。
- (1) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通じる特別避難階段を2(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1)以上有すること。
  - (2) 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
  - (3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第1項に規定する特定防火設備(以下「特定防火設備」という。)により防災上有効に区画されていること。
- 6 前各項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
- (1) 廊下の幅は、1.8メートル(中廊下にあつては、2.7メートル)以上とすること。
  - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
  - (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
  - (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
  - (5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

(職員の基準)

第6条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

- (1) 施設長 1
- (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (3) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (4) 介護職員又は看護職員 次の要件に該当する数
  - ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。
  - イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。
    - (ア) 入所者の数が30を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上
    - (イ) 入所者の数が30を超えて50を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2以上
    - (ウ) 入所者の数が50を超えて130を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3以上
    - (エ) 入所者の数が130を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えた数以上
- (5) 栄養士 1以上
- (6) 機能訓練指導員 1以上
- (7) 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第1項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。

4 第1項第1号の施設長及び同項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

5 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホ

(職員の基準)

第6条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

- (1) 施設長 1
- (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (3) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (4) 介護職員又は看護職員 次の要件に該当する数
  - ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。
  - イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。
    - (ア) 入所者の数が30を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上
    - (イ) 入所者の数が30を超えて50を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2以上
    - (ウ) 入所者の数が50を超えて130を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3以上
    - (エ) 入所者の数が130を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えた数以上
- (5) 栄養士 1以上
- (6) 機能訓練指導員 1以上
- (7) 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第1項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。

4 第1項第1号の施設長及び同項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

5 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホ

介護保険法に介護医療院が追加

<p>ームをいう。以下同じ。)の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p>	<p>ームをいう。以下同じ。)の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(身体的拘束等の適正化を図るための措置)  <u>第6条の2 条例第15条第6項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。</u>  <u>(1) 当該特別養護老人ホームにおける身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</u>  <u>(2) 当該特別養護老人ホームにおける身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u>  <u>(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p>	<p>身体的拘束等の適正化を図るための措置の規定を新設</p>
<p>(運営規程に定める事項)  第11条 条例第35条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。  (1) 施設の目的及び運営の方針  (2) 職員の職種、数及び職務の内容  (3) 入居定員  (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員  (5) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額  (6) 施設の利用に当たっての留意事項  (新設)  <u>(7) 非常災害対策</u>  <u>(8) その他施設の運営に関する重要事項</u></p>	<p>(運営規程に定める事項)  第11条 条例第35条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。  (1) 施設の目的及び運営の方針  (2) 職員の職種、数及び職務の内容  (3) 入居定員  (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員  (5) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額  (6) 施設の利用に当たっての留意事項  (7) 緊急時等における対応方法  <u>(8) 非常災害対策</u>  <u>(9) その他施設の運営に関する重要事項</u></p>	<p>省令の項目の追加に対応</p>
<p>(設備の基準)  第15条 条例第45条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。  (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。  (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。  ア 当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第49条において準用する条例第8条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。  イ 条例第49条において準用する条例第8条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。  ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。  2 条例第45条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。  (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p>	<p>(身体的拘束等の適正化を図るための措置)  <u>第12条の2 条例第37条第8項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。</u>  <u>(1) 当該ユニット型特別養護老人ホームにおける身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</u>  <u>(2) 当該ユニット型特別養護老人ホームにおける身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u>  <u>(3) 当該ユニット型特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(設備の基準)  第15条 条例第45条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。  (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。  (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。  ア 当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第49条において準用する条例第8条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。  イ 条例第49条において準用する条例第8条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。  ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。  2 条例第45条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。  (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p>	<p>身体的拘束等の適正化を図るための措置の規定を新設</p>
<p>(設備の基準)  第15条 条例第45条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。  (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。  (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。  ア 当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第49条において準用する条例第8条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。  イ 条例第49条において準用する条例第8条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。  ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。  2 条例第45条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。  (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p>	<p>(設備の基準)  第15条 条例第45条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。  (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。  (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。  ア 当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第49条において準用する条例第8条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。  イ 条例第49条において準用する条例第8条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。  ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。  2 条例第45条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。  (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p>	



- にも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。
- (1) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通じる特別避難階段を2(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1)以上有すること。
  - (2) 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
  - (3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。
- 6 前各項に規定するもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
- (1) 廊下の幅は、1.5メートル(中廊下にあつては、1.8メートル)以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。
  - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
  - (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
  - (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
  - (5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- 7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保することができる範囲内としなければならない。

- にも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。
- (1) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通じる特別避難階段を2(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1)以上有すること。
  - (2) 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
  - (3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。
- 6 前各項に規定するもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
- (1) 廊下の幅は、1.5メートル(中廊下にあつては、1.8メートル)以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。
  - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
  - (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
  - (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
  - (5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- 7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保することができる範囲内としなければならない。

(職員の基準)

- 第16条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。
- (1) 施設長 1
  - (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
  - (3) 生活相談員 1以上
  - (4) 介護職員又は看護職員 次のいずれの要件にも該当する数
    - ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。
    - イ 看護職員の数は、1以上とすること。
  - (5) 栄養士 1以上
  - (6) 機能訓練指導員 1以上
  - (7) 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 3 第1項、第6項及び第8項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。
- 4 第1項第1号の施設長は、常勤の者でなければならない。
- 5 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 6 第1項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1以上とする。
- 7 第1項第4号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1以上とする。
- 9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。
- (1) 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

(職員の基準)

- 第16条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。
- (1) 施設長 1
  - (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
  - (3) 生活相談員 1以上
  - (4) 介護職員又は看護職員 次のいずれの要件にも該当する数
    - ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。
    - イ 看護職員の数は、1以上とすること。
  - (5) 栄養士 1以上
  - (6) 機能訓練指導員 1以上
  - (7) 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 3 第1項、第6項及び第8項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。
- 4 第1項第1号の施設長は、常勤の者でなければならない。
- 5 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 6 第1項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1以上とする。
- 7 第1項第4号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1以上とする。
- 9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。
- (1) 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

<p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の職員 (新設)</p> <p><u>(3) 病院（病床数100以上の病院に限る。） 栄養士</u></p> <p><u>(4) 診療所 事務員その他の職員</u></p> <p>10 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。</p> <p>11 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第1項の規定に相当する市町村の条例の規定における指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準第171条第1項の規定に相当する市町村の条例の規定における指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項の規定に相当する市町村の条例の規定における指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条の規定に相当する市町村の条例の規定又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条の規定に相当する市町村の条例の規定に定める人員に関する基準を満たす職員が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p> <p>12 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p>	<p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の職員 (3) <u>介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の職員</u></p> <p><u>(4) 病院（病床数100以上の病院に限る。） 栄養士</u></p> <p><u>(5) 診療所 事務員その他の職員</u></p> <p>10 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。</p> <p>11 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第1項の規定に相当する市町村の条例の規定における指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準第171条第1項の規定に相当する市町村の条例の規定における指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項の規定に相当する市町村の条例の規定における指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条の規定に相当する市町村の条例の規定又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条の規定に相当する市町村の条例の規定に定める人員に関する基準を満たす職員が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p> <p>12 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p>	<p>介護保険法に介護医療院が追加</p>
<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>一般病床</u>、<u>精神病床</u>（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第6項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第5条第4項第9号ア及び第15条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p> <p>5 <u>一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日</u>までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓</p>	<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>一般病床</u>（医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、<u>精神病床</u>（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第6項において同じ。）又は療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第5条第4項第9号ア及び第15条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p> <p>5 <u>一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日</u>までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、特</p>	<p>制定時の誤りで未定義になっていたため修正</p> <p>平成29年度末で設置期限を迎えることとなっていた介護療養病床の転換を促進させるための経過措置期間が、6年間延長されることに伴う改正</p> <p>平成29年度末で設置期限を迎えることとなっていた介護療養病</p>

<p>練室については、第5条第4項第9号ア及び第15条第4項第9号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>(2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>6 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第5条第6項第1号、第12条第5項第1号、第15条第6項第1号及び第19条第5項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。</p> <p>7～10 （略）</p>	<p>別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第5条第4項第9号ア及び第15条第4項第9号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>(2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>6 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第5条第6項第1号、第12条第5項第1号、第15条第6項第1号及び第19条第5項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。</p> <p>7～10 （略）</p>	<p>床の転換を促進させるための経過措置期間が、6年間延長されることに伴う改正</p> <p>平成29年度末で設置期限を迎えることとなっていた介護療養病床の転換を促進させるための経過措置期間が、6年間延長されることに伴う改正</p>
--	--	--